平成２９年（フ）第３２２号
札幌市北区篠路10条４丁目７番24号　白石マンション103号
債務者　吉澤　憲太
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３７号
札幌市清田区北野２条２丁目25番16―102号
債務者　原　　邦子（旧姓大屋）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４８号
札幌市白石区北郷１条２丁目４番８号　ブランネージュ北郷102号
債務者　五月女順子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６０号
札幌市西区琴似１条５丁目３番22―506号
債務者　戸舘　良子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７８号
札幌市白石区本通12丁目南７番10号　ベビーズブレス本通112号
債務者　門馬　正春
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
釧路市鶴野東４丁目10番18号
債務者　千葉利江子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
北海道帯広市川西町基線56番地10
債務者　中川　賢治
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４号
茨城県つくば市東光台１丁目４番地８　ルーミーつくば東光台61番館102号
債務者　平岡　一明
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４号
群馬県前橋市江木町1241番地　公益社団法人前橋積善会厩橋病院内、住民票上の住所埼玉県本庄市本庄３丁目３番34号
債務者　藤巻　圭一
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
群馬県渋川市有馬480番地１　有馬ハイツＢ棟201号室
債務者　斎藤　京子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
群馬県伊勢崎市本関町1171番地３　県営住宅146
債務者　土谷　美鈴
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号
群馬県前橋市大利根町１丁目11番地１　パークテラス前橋　302号
債務者　金子　佳明
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４３号
群馬県伊勢崎市堀下町1090番地３　アムールＡ
債務者　石井　弓絵
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５号
新潟県三条市松ノ木町10番37号
債務者　五十嵐裕一
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第６８号
静岡県沼津市御幸町22番34号、前住所静岡県富士市厚原1835番地の45
債務者　芦川　裕一
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
静岡県富士宮市猪之頭2549番地の２
債務者　溝口貴美代
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３０号
静岡県富士宮市猪之頭2549番地の２
債務者　住吉トメ子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３８号
京都府八幡市八幡安居塚１番地の５
債務者　松浦　　明
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係